

## 会 議 録

会議の名称	令和3年度 第2回朝霞市スポーツ推進委員会会議	
開催日時	令和3年11月11日(木) 午後7時00分～午後7時50分	
開催場所	朝霞市立総合体育館 会議室	
出席者	<p>・委員：15人 馬場委員、塩味委員、椎橋委員、佐々木(み)委員、野島委員、佐々木(雄)委員、篠崎委員、土屋委員、荒川委員、谷津委員、星委員、大橋委員、野内委員、坂本委員、伊藤委員</p> <p>・部長及び事務局等：8人 神頭生涯学習部長、菊島生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、渡邊同課長補佐、佐久間同課専門員、西田同課スポーツ係長、伊藤同課同係主任、伴仲同課同係主事、浜田同課同係主事補</p>	
会議内容	<p>1.令和3年度上半期 生涯学習・スポーツ課 スポーツ系の事業報告について</p> <p>2.朝霞市立総合体育館使用料等の改定(案)について</p> <p>3.その他</p>	
会議資料	<p>・会議次第</p> <p>・(資料1) 令和3年度上半期 生涯学習・スポーツ課 スポーツ係事業報告</p>	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	<p>会議録の確認方法</p> <p>議長による確認・署名 _____</p>	
その他の必要事項	傍聴者0人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

<開会>

- ・司会：事務局（西田係長）
- ・会議の公開・傍聴者の確認について：事務局（西田係長）
- ・開会のあいさつ：（神頭生涯学習部長）
- ・委員の欠席・資料等の確認について：事務局（西田係長）

<議事>

（１）令和３年度上半期 生涯学習・スポーツ課 スポーツ係事業報告について

○司会（西田係長）

それでは、議題に入ります。議題（１）令和３年度上半期 生涯学習・スポーツ課 スポーツ係事業報告について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（伊藤主任）

それでは、議題（１）令和３年度上半期 生涯学習・スポーツ課 スポーツ係の事業報告について説明いたします。

資料１をご覧ください。上から事業ごとに簡単に説明いたします。

第２５回 朝霞市民ウォークラリー大会は、４月１８日（日）に副題として、「東京２０２０オリンピック・パラリンピックを感じて朝霞の街を歩こう！」と題し、中央公民館を基点に周辺約５kmのコースで、１４チーム４８名の方に参加をいただき、好評のうちに終了することができました。

次に、市民スポーツ教室について説明いたします。

パラリンピック競技のボッチャ体験教室を８月２０日（金）に、午後６時から西朝霞公民館で１４名の方に参加をいただき、朝霞市スポーツ推進委員連絡協議会と、埼玉県ボッチャ協会の方に講師を依頼して開催しました。参加者からは、見ているよりずっと難しかった、定期的に継続して行いたい、等の感想をいただき、参加者のほぼ全員が満足された様子でした。

次に、小学生スポーツ教室について説明いたします。

ミニテニス教室は、８月３日（火）から５日（木）の午前中の３日間、小学５年生と６年生を対象に、朝霞第七小学校の体育館で開催しました。例年、小学４年生から６年

生を対象としていましたが、小学5・6年生に変更して定員を減らす等、感染対策を講じたうえで開催しました。ミニテニスを初めて体験した参加者も3日目の最終日には、試合ができるまで上達し、ゲームを楽しんでいる様子でした。

なぎなた教室は、8月11日（水）から13日（金）の午前中の3日間にわたって、小学4年生から6年生を対象に、総合体育館のサブアリーナで開催する予定でしたが、総合体育館が集団ワクチン接種会場として使用することになり、代替場所の確保が出来なくなったため、中止となりました。

次に、オリンピック・パラリンピック事業では、ボッチャやビームライフル等を多くの方に体験していただく、おもてなしイベントを総合体育館のメインアリーナで開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

次に、溝沼子どもプールについて説明いたします。

例年、7月の第2土曜日から9月の第1日曜日まで、未就学児と小学生を対象に開場していますが、今年は、7月10日（土）から9月5日（日）までの58日間にわたって開場しました。開場前に設備点検を行ったところ、滝のプールの濾過装置の故障が判明したため、滝のプールを閉鎖して、半分の規模で開場しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、利用者を朝霞市在住の方に限定し、開場時間も午前の部と午後の部の2部制とし、利用人数を各部とも100名、1日最大200名に制限しました。受付も平日は先着順とし、土日祝日とお盆期間中は、混雑が予想されるため、メールで事前申し込み制にする等、受付方法を変更しました。なお、定員を超える申し込みがあったため、抽選をして利用者を決定しました。

開場期間中は、安全管理マニュアルを基に監視員の配置や、滞りなく運営されているか等、職員が毎日巡回して確認を行いました。また、利用者が安全安心に利用していただけのように、トイレや更衣室等の共用場所の消毒を徹底して行った結果、新型コロナウイルスの感染者の発生もなく、無事に事故なく閉場することができました。

次に、第66回朝霞市民総合体育大会市民体育祭について説明いたします。

市民体育祭は、10月10日（日）に開催する予定で準備を進めてきましたが、8月24日の主催者・主管者会議で協議した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者の健康と安全を最優先に考え、中止となりました。

例年、市民体育祭の中で行われていた市民体育賞表彰式は、規模を縮小し、消毒や検温、ホール内の換気等、感染防止対策を講じて、10月24日（日）に中央公民館・コミュニティセンター3階ホールで行われました。

当日は、体育功労賞は11名、優秀選手賞個人の部は18名、団体の部は5団体10名、地区功労賞は6名の方が出席され、観客席から受賞を祝う盛大な拍手をいただき、賑やかな表彰式となりました。

次に、第60回朝霞市ロードレース大会について説明いたします。

例年同様、11月23日（火）に開催する予定でしたが、朝霞市体育協会と朝霞市陸上競技協会が協議した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者の健康と安全を最優先に考え、中止となりました。

次に、開放事業について説明いたします。

学校体育施設開放事業は、市内各小・中学校15校の協力の下、学校教育で使用しない時間帯の学校体育施設を、市内在住者及び在勤者10名以上で登録したスポーツ・レクリエーション団体へ開放を行っており、学校ごとに貸し出しの曜日、時間帯を定めて実施しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、検温やマスクの着用等、利用団体に取り組んでいただくためのチェックシートを作成し、3密、換気、消毒等の感染対策の徹底を利用団体にお願いしています。なお、まん延防止等重点措置と緊急事態宣言発令期間中は、午後8時まで開放時間の短縮を行いましたが、現在は通常の利用時間の開放を行っています。

陸上競技場個人無料開放事業は、毎週火曜日と第2・第4土曜日に実施しています。まん延防止等重点措置と緊急事態宣言発令期間中は、感染拡大防止の観点から、利用者を朝霞市内在住、在学、在勤の方のみに限定し、陸上は110名、球技は最大64名の人数制限等の条件のもと、午後8時まで開放を行っていましたが、現在は利用条件等を撤廃し、通常の利用時間の開放を行っています。

最後に、総合体育館個人無料開放事業は、総合体育館が集団ワクチン接種会場として使用していたため、個人開放を中止していましたが、ワクチン接種が順調に進んでおり、集団接種会場を閉鎖することになったため、12月15日より個人開放を再開する予定となっています。議題（1）の説明は以上でございます。

○司会（西田係長）

ただいまの説明について、意見、質問等ございますか。

○（大橋委員）

大橋です。今現在、陸上競技場の個人開放の方は、陸上について約150名、球技については144名の人数制限をして実施していると思っております。

○司会（西田係長）

確かに、以前も運用上、そういう取り扱いにしてあると思っておりますので、その取扱いは継続していると思っておりますので。すみません、ありがとうございます。

（2）朝霞市立総合体育館使用料等の改定（案）について

○司会（西田係長）

次に議題（2）朝霞市立総合体育館使用料等の改定（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐久間専門員）

それでは、総合体育館の使用料等の改定（案）につきまして、説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず、今回、総合体育館の使用料を改定する理由につきましては、使用料に関しまして、平成22年の7月に朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針が示されました。これに基づきまして、改定に関する方針が示されております。また、令和元年の5月に使用料・手数料の見直し方針が示されました。これに基づきまして、公共施設の改修、今回、総合体育館の大規模改修がこれに該当しまして、また提供するサービスの変更等を行った場合に見直していくことを定めております。今回、総合体育館については、平成30年度から令和2年度にかけて、エレベーターの設置、冷暖房の設置、アリーナの床の改修といった利便性の向上に向けた大規模改修を実施させていただき、令和2年7月に工事が完了いたしました。これによりまして、基本方針に基づき算定を行って、使用料の改定を行わせていただくものでございます。今回、使用料の改定については、大きく3つございまして、1つ目は、使用料の改定、2つ目は、使用区分の変更、現在、1日3区分、午前、午後、夜間の3区分になっておりますが、改定後は1日4区分で行わせていただきたいと思います。3つ目は施設附属設備使用料の変更ということで、3つの内容の改定を予定させていただくものでございます。

それでは、1つ目の使用料の改定につきまして、説明をさせていただきたいと思いま

す。まず、専用使用料でございますけれども、こちらメインアリーナとサブアリーナにつきまして、平成22年に示されました基本方針の内容に基づきまして、算定を行わせていただきました。冷暖房設備の設置をしたことによりまして、経費を含めて算定を行わせていただきました結果、現行使用料の約2.7倍から4倍の算定になりました。しかしながら、今回、基本方針に基づいて算定を行わせていただくということで、平成22年の基本方針には、現行の1.5倍以上になる場合につきましては、軽減措置をと定められておりますので、改定率については、上限となる1.5倍で算定をする予定とさせていただきたいと思っております。この結果、現行4,200円のメインアリーナ全面の使用料につきましては6,300円、サブアリーナが全面使用で2,000円のもの3,000円に改定とさせていただきたいと思っております。また、夜間区分につきましては、現在、照明施設使用料相当分が含まれていましたので、午前、午後についても同じ形で分離させて別枠とさせていただきまして、照明施設使用料と専用使用料に分けて設定させていただきたいと思っております。夜間区分につきましては、専用使用料のみの試算でございますが、メインアリーナ全面が7,400円、サブアリーナ全面が3,500円とさせていただきたいと存じます。

続きまして、専用使用料の会議室でございますけれども、算定をしていく中で、照明施設のLED化に伴いまして、電気料等を含めて算定させていただいたところ、午前と午後は、改定後は3時間ずつの設定となりますので700円で、夜間区分は3.5時間で800円の設定と予定しております。これを現行の使用料と比較しますと、午前の部と午後の部、同じ3時間につきましては、500円となっておりますので、現行の約1.4倍、そして、夜間は1,000円の設定となっておりますが、LED化に伴いまして、照明施設使用料の見込みの方、かなり減額をさせていただくことによりまして、夜間につきましては、現行の使用料の設定が、午前に比べて高い設定となっていることから、改定後は1時間当たりの単価を午前、午後、夜間いずれも同額に設定させていただくことによりまして、夜間区分につきましては、現行の0.8倍と予定させていただきたいと思っております。

次に、個人使用料についてでございますけれども、こちらも算定を行わせていただいた結果、現行の1.5倍以上という算定結果が出ましたので、これに基づきまして、現行の1.5倍を上限といたします軽減措置を適用させていただき、改定率を1.5倍とさせていただきたいと思っております。これによりまして、改定後は一般と高校生は150円、中学生以下は70円、市外料金は300円と設定の予定をさせていただきたいと思いま

す。

続いて、照明施設使用料につきましては、メインアリーナとサブアリーナにつきまして、現在、夜間区分につきましては、専用使用料に含まれているものを分離させていただくことで、照明施設使用料を別に設定させていただく予定でございます。なお、夜間区分は3.5時間の設定となっておりますので、現在、照明施設使用料が、1時間当たりの設定となっておりますが、3.5時間の0.5時間に対応させていただくために、設定単位を現行の1時間当たりから、30分当たりの単位に改めさせていただきたいと思っております。照明施設のLED化に伴いまして、電気料の見込額を試算させていただいた結果、LEDの効果で電気料がかなり安くなることが見込まれますので、電気料並びに照明施設の設置に係る費用の減価償却費等を含めて算定させていただいた結果、全面を使用した場合で2分の1灯、半灯で使用した場合、メインアリーナは現行の1時間当たりでは、1,500円から500円に、サブアリーナは現行の500円から200円に改定させていただきたいと思っております。これにより、メインアリーナは、現行の0.33倍、サブアリーナは現行の0.4倍の照明施設使用料の予定とさせていただきたいと思っております。

続きまして、使用区分の変更についてでございますが、現在、午前と午後、正午から1時、午後と夜間の間の5時から6時の間に1時間の予備を設けさせていただいておりますけど、今回、使用区分の有効活用を図らせていただいて、なるべく、多くの方に利用させていただくことを目的にしまして、予備時間を廃止させていただいて、午後の部分を各3時間の2区分ということで、正午から3時、3時から6時という形の設定にさせていただきたいと思っております。これによりまして、現在、現行では1日3区分、午前9時から正午の3時間、午後1時から午後5時の4時間、午後6時から9時30分までの3.5時間で、1日10.5時間3区分の設定でさせていただいておりましたが、改定後につきましては、1日4区分ということで、午前9時から正午の3時間、正午から午後3時の3時間、午後3時から午後6時の3時間、午後6時から9時30分までの3.5時間の1日12.5時間ご利用いただけるようにということで、使用区分の変更を予定させていただきたいと思っております。

続いて、施設付属設備使用料の変更でございますけれども、利用者からの要望があるということで、今回、ビデオプロジェクターと、移動式のスピーカーが付いているアンブレットを今回、付属設備使用料に新規に設定させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、産業文化センターと同じ付属設備使用料や、市民センターの備品使用

料を参考にさせていただいて同額で設定させていただきたいと思います。

続きまして、現在、長机と椅子につきましては、1脚50円で、付属設備使用料の設定をさせていただいておりますけれども、現在の他の自治体の附属設備使用料を参考にさせていただきまして、長机と椅子につきましては、無料と予定をさせていただきたいと思います。大会とかで椅子や机を使うことがあるかと思いますが、スポーツの大会等の推進を少しでも図らせていただければと思います。

続きまして、メインアリーナ、こちらにつきましては、午前、午後の2枠については、各3時間の設定をさせていただく予定でございますが、現行3時間で4,200円これは午前の部でございますけれども、これを1.5倍の改定後の6,300円というふう  
に設定させていただきたいと思います。また、夜間区分につきましても、現在9,600円でございますけれども、照明使用料の相当額を除いた金額で比較しますと、5,100円から7,400円と現行に比べて約1.45倍になる予定でございます。また、サブアリーナにつきまして、午前、午後各3時間につきまして、現行の午前の部で2,000円でございますが、改定後は3,000円とさせていただきたいと思います。また、夜間区分につきましては、現行では5,000円となっておりますが、照明使用料相当額の1,500円を除いた金額と比較しますと、改定後は3,500円と設定させていただきたいと思います。会議室につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、現行では3時間で500円となっておりますが、これを改定後は、午前、午後とも700円と設定させていただきたいと思います。また、夜間につきましては、現行では1,000円となっておりますが、午前と午後と同額での設定とさせていただきますと、800円と現行よりも、約2割減の金額に設定させていただきたいと思います。個人使用料につきましては、一般と高校生は100円から150円に、中学生以下は50円から70円に、市外居住者は200円から300円に設定させていただきたい  
と思います。照明施設使用料につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、現行1時間に設定させていただいておりますが、夜間区分が3.5時間と0.5時間発生するため、区分を30分単位に変更させていただきたい  
と思います。現行では1時間当たりの比較となっていますので、メインアリーナが半灯で1,500円が改定後は500円と0.33倍となり、サブアリーナの半灯は500円が改定後は200円に現行の0.4倍の金額に設定させていただきたい  
と思います。30分当たりの比較につきましては、1時間当たりの半分の金額で、改定率につきましては、0.33倍がメインアリーナ、0.4倍がサブアリーナの設定を予定させていただきます。



次に、専用使用料と照明施設使用料の合計額によると、メインアリーナにつきましては、専用使用料と照明使用料を合計した金額が8,700円となっておりますが、改定後は7,800円となります。夜間については、現行では9,600円でございます。これは、照明施設使用料をもともと含んで、9,600円となっておりますが、改定後は専用使用料が7,400円に、照明施設使用料が3.5時間分で1,750円の合計9,150円を予定しております、現行と比較して0.95倍となります。また、サブアリーナにつきましては、現行では3時間で2,000円プラス照明施設使用料が1,500円の3,500円となっておりますが、改定後は専用使用料が3,000円と照明施設使用料が200円掛ける3時間で600円と合計3,600円となり、現行の1.03倍となります。夜間は3.5時間で現行が5,000円となっておりますが、改定後は専用使用料が3,500円、照明施設使用料が200円掛ける3.5時間の700円、合計で4,200円となり、現行と比較すると0.84倍となります。

今回の総合体育館の使用料等の説明をさせていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

○司会（西田係長）

ただいまの説明について、意見、質問等ございますか。

○（佐々木（み）委員）

バスケットボール連盟から確認なんですけど、今現在、椅子1脚50円でお借りしていて、大会などでは2面で椅子だけでも60個使うんですけど、結構大きいですよ。今後は上限というか、何個までは無料というのはあるんでしょうか。

○事務局（佐久間専門員）

基本的には、椅子が現在あるものに関しては、使っていただく予定であります。今のところ、上限という形での設定の予定はしておりません。ただ、数にも限りがございますので、それに応じた形でのご利用をしていただきたいと思います。

○司会（西田係長）

他に意見、質問等ございますか。

○（野島委員）

説明、ありがとうございました。平成22年の公共施設の使用料見直しの基本方針に関する方針が示されたようですが、どこの部署で出されて伝わってきたのですか。

○事務局（佐久間専門員）

こちらの方の基本方針につきましては、朝霞市の政策企画の方です。

○（野島委員）

その方針は、改修工事などを見込んだ上での段階で作られたのか、令和元年の段階の時に再度、見直し方針が制定されたみたいですけど、1.5倍という改定の上限が出ていたんですけど、平成22年の経済状況と消費税等の段階での1.5倍なのか、今の状況をふまえた上で、軽減措置が1.5倍となっているのでしょうか。

○事務局（佐久間専門員）

上限額の1.5倍という形は、現行よりあまり急激に大幅に値上げするのを抑制するために、平成22年に示されたものでございます。

○（野島委員）

先ほど、説明の中で、これで説明して議会に諮るということでございますけど、何月の議会で上程を予定されていますか。

○事務局（佐久間専門員）

こちら、12月議会での上程を予定させていただいています。

○（野島委員）

平成22年度の段階の時に1つの指針を出したらしいんですけど、一般の人達の意見をふまえた意見交換だとかの場合や、スポーツ推進委員だとか、そういったところの人達からの意見を集約なされていない状態で、12月の議会にあげようとしているのですか。今の段階を予定されているのですか。

○事務局（菊島生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長）

パブリックコメントをやるかどうか検討させていただきました。朝霞市のパブリックコメントの実施要綱というものがございまして、そういった使用料、税金だとか手数料

といったお金に絡むものは、やはりどうしても住民の皆さんは抵抗感があるかと思えますね。それは、パブリックコメントでは、そぐわないということになっておりましたので、やることも考えたんですが、実際はやらなかったんです。まあ、そういうことがありましたので、今回は、皆さんにこういった場で意見を伺った次第です。先般、火曜日のスポーツ推進審議会でも、委員の皆さんに同じ説明をして概ねご意見をいただきました。今後ですけど、社会教育委員会議というのがありまして、そちらでも皆さんからご意見をいただいて、住民の皆さんへの提示もそちらの会議でやらせていただく予定でいます。

○（野島委員）

指針としては、方向性は決まっていると。意見として伺う方針でしょうけど、今は完全に報告ですよ。議会にこれをあげるといふ時に、料金改定を行うという際は、何らかの該当者を集めて意見交換会を持った上で、意見の方針に対して1回や2回はやる必要があるんじゃないかと思えます。全くそれをやらない状態で、報告で審議会でやりました、どれだけ時間を設けたのか。各連盟さんや協会の人全員を集めてやるとかなりの人数になってしまうので、そこは事務局として集約をするのは、非常に厳しいと思うんですけど、そのためにスポーツ推進委員だとか、色んなスポーツの団体があるんじゃないのかなあと思うんですけど。私は正直、もっと上げていいと思うんです。上限が1.5倍という規約が、平成22年に作った当時のものだと。私個人の1つの意見ですけど、やっぱりかかるものはかかると思うんです。これだけ設備が良くなってきて、環境も非常に良くなってきているうえで、LED化したからといって、消耗品に関する部分は必ず使うものなので半永久的じゃないんです。LED化すると電気料が下がります、半永久的に電球を交換しなくていいですと、謳い文句がありますが、実際、そういうことではなくて、やっぱり、ものによっては2・3年で駄目になるものもあるし、それをふまえて言うと、無理して電気料金のところを削減する必要があるのかというのが、私の意見です。利用される人にとっては、100円でも50円でも値上げすることは、一般市民レベルで言えば、本来であればあまり良くないと思えます。そこを軽減するのであれば、意見ですけど例えば、体育協会に入っている団体さんですとか、大会に対する免除措置とか、そういった1つの指針を出した上で、料金改定に対するご理解をしてもらうことが必要かなあと思えます。もうちょっと早いスパンで料金改定をやっていくべきじゃないかと思えます。次の議会であがると思うんですけど、水道料金の値上げもいろいろ

な意見の場を設けていただいているので、こういった指針で料金改定に対するパブリックコメントをやる必要がないとご判断されたのか分かりませんが、1つの意見として、改定に対しては反対ではありませんが、もう少し明らかな指針があっても良いのではないかと考えています。これは意見です。以上です。

○司会（西田係長）

他に質問等ございますか。

○（塩味委員）

市内居住者で、照明施設を2分の1灯で全面使用となった場合、メインアリーナは確かに2分の1灯になっているんですけど、サブアリーナは、半灯扱いしていないんじゃないかなあ。

○（篠崎委員）

サブでも、半灯扱いあります。

○（塩味委員）

あるんだ。そしたら、例えば、2分の1灯により全面使用した場合という前提条件がある中で、サブアリーナの照明施設使用料600円はおかしくない。

○事務局（佐久間専門員）

現在、サブアリーナの半灯使用料は1時間500円でございます。

○（塩味委員）

1時間で100円じゃない。

○事務局（佐久間専門員）

1時間で200円なので、30分で100円になります。

○（塩味委員）

30分100円。1時間200円。全灯で。

○事務局（佐久間専門員）

半灯です。

○（塩味委員）

1時間200円で、3時間だから600円。合っている。すみません、勘違いでした。

○司会（西田係長）

他に質問等ございますか。

○（星委員）

改定したことによって、収支ってどれくらい改善されますか。例えば、市民の税金が使われているので、収支の改善に反映されていないとおかしいですし、どうなっているのかなあと思って。

○事務局（菊島生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長）

今、ご指摘ありがとうございます。その基本方針の話をいたしますと、建物を建設したのは、47年くらい前ですかね。どうやって使用料を定めるかという、建物の建設時の経費がございまして。減価償却費で47年でやることになります。今回、それに基づいてやっています。大規模改修をやったんですね。大規模改修は、元の傷んだところを修繕したので、大規模修繕の経費は、住民の方に負担はさせないという方針で、それは市側の負担金ということです。ただ、この度は、LEDや空調設備等の新しい設備がございまして、新規に設置した費用は、専用使用料に反映させていただいております。LED等のそれぞれの部屋の照明については、加算させていただいて、使用料を設定させていただいております。そういう必要なものは、入れさせてもらいましたけど、大規模修繕という意味では、経費は使用者側に転嫁しないというふうな形になっていて、実際にそれがいくらかという試算はしていないんですけど。因みにですね、収入面でみますと、差し引き、若干プラスで439万円程度、約440万円程度の増収があります。全体的にみますと、2,000万円程度の収入をいただいているんですけど、その中で400万円程度の増収が図られたと。これが将来的に続くと。次、いつ改定するかという、大規模修繕が行われた場合に使用料の改定がなされます。ただ、この基本方針でいくと、1.5倍以内にする軽減措置が入っていますので、その繰り返しになると。

市全体の統計施設からみると、徐々に修繕の度にそれが発生していくということになります。

○司会（西田係長）

他に質問等ございますか。

○（佐々木（み）委員）

12月の議会で可決されるとして、実際に改定はいつからですか。

○事務局（佐久間専門員）

12月の議会で可決された場合、来年の4月からの施行予定です。

○（佐々木（み）委員）

分かりました。ありがとうございます。

○司会（西田係長）

他に質問等ございますか。

○（野島委員）

ちょっと、やっぱり、スパンが早すぎると思う。もう1年時間をかけて、令和5年4月中施行するように時間を取るべきだと思います。今回、生涯学習の方としては、こういう場を設けて、こういう会議で報告をしたり、他の会議でどういうふうに報告するか分からないんですけど、これは行政側のためにといふのであれば、これはもう1年必要です。もっと早い段階で、こういうアクションを起こして、説明をしてご理解をいただくという形のほうが。当日議会答弁は、部長がされる訳ですよ。

○（神頭生涯学習部長）

はい。

○（野島委員）

今後は、電気料もどんどん値上げしてくるので。改修をしてこれだけ環境が良くなっているのに、電気料の値上げに対して、総合体育館の見通しが甘かったんじゃないかと

言われぬような運営を取っていただければと思ひますが。私は正直、令和5年4月1日であれば賛成するかもしれないけれど、令和4年4月1日は、申し訳ないんだけど、あまりにも強引な方向性なのかなあと思ひ。まあ、方向性として決まっているのであれば、それはそれでやむを得ないかと思ひますが、一般市民としてみた限りでは、料金改定することではなくて、上げる時期と説明についてはちょっと納得いかない部分があります。これは意見ですので回答は結構です。

(3) その他について

○司会 (西田係長)

次に議題 (3) その他について、事務局から何かありますか。

1点だけ、次回の会議につきましては3月に予定していますので、よろしくお願ひします。

<閉会>

○司会 (西田係長)

議題はすべて終了となりました。以上をもちまして、令和3年度 第2回朝霞市スポーツ推進委員会議を終了させていただきます。ありがとうございました。